

木造住宅の耐震性向上のための施策に対する助成措置を求める件

平成7年発生の阪神淡路大震災においては、古い木造住宅の倒壊とそれに伴う火災の発生により、多くの尊い命と都市資源が失われました。地震による甚大な被害をしばしば被っているわが国において、地震で倒壊する危険性の高い木造住宅の耐震性を向上することは、喫緊の課題となっております。

宮城県沖地震の発生が近い将来高い確率で予測されるなか、本市においては、昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断を鋭意進めていますが、診断を受けた住宅のうち、実に半数以上が倒壊の危険があり、8割以上が何らかの改修補強が必要であるとの結果が得られています。しかし、このような診断結果にも関わらず、実際に改修が行われたのは、改修等が必要と診断された住宅の1割にも満たない現状です。

古い木造住宅の耐震性の向上は、地震による倒壊から尊い人命を守るだけでなく、延焼による大きな災害を防ぐためにも着実に促進を図るべきものであり、そのためには、耐震改修に対する行政の支援、とりわけ住民に最も近い市町村が支援施策を講ずることが重要であると考えます。

しかしながら、災害の拡大を未然に抑止し、尊い生命と財産を守ることは、単に市町村の負担においてのみ行われるべきものではなく、市町村が的確に施策を推進するためにも、国及び県の適切な支援が求められることは言うまでもありません。

よって、宮城県におかれでは、市町村への補助制度の創設をはじめ、地震に強いまちづくりの実現に向け適切な措置を講じられるよう強く要望します。

なお、補助制度の創設に当たっては、納税者に行政の使命としての公平な行政サービスを提供する観点からも、102万人の仙台市民が、宮城県民として差別を受ける事なく、等しく措置が受けられるものとされるよう重ねて要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成15年12月10日

宮 城 県 知 事 様

仙台市議会議長 鈴木繁雄